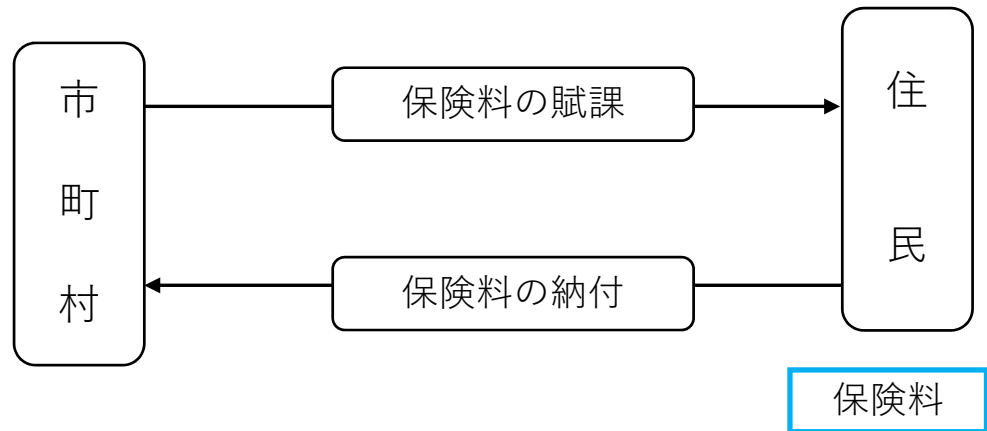


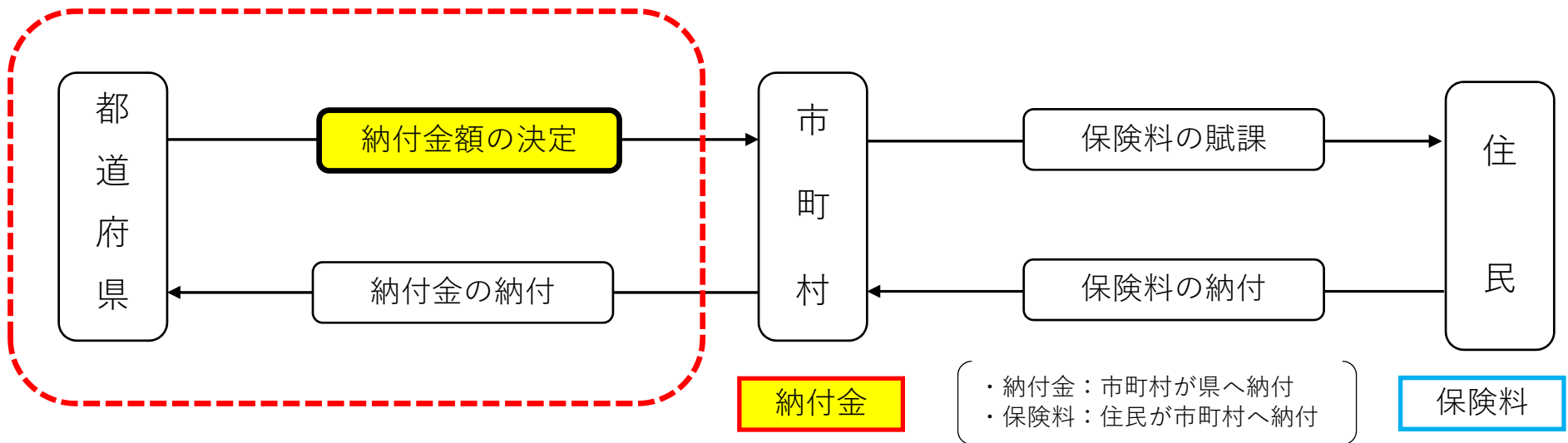
# 令和 3 年度国民健康保険事業費納付金（市町村納付金）の算定について

# 国民健康保険制度の改正

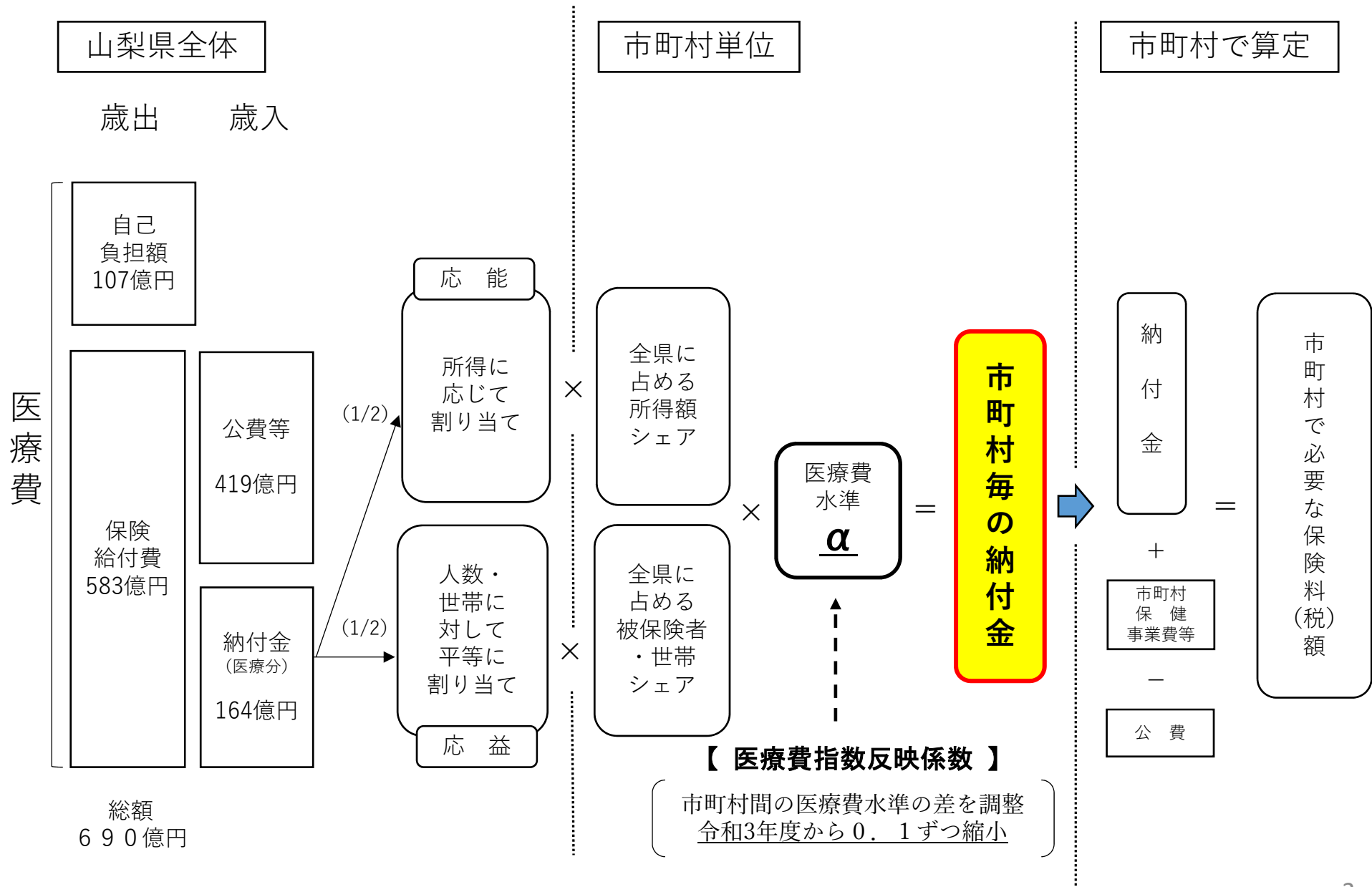
平成29年度まで【市町村単位で運営】



平成30年度から【都道府県単位で運営】



# 市町村納付金の算定イメージ



※後期高齢者支援金、介護納付金に係る市町村納付金は、医療費水準の算定を除き上記と同様に算定

## 令和3年度市町村納付金算定に係る前提条件等

単位：円・人

推計区分	H30	R元	R2	R3
医療費総額	72,169,660,086	71,785,781,636	71,060,391,901	68,932,612,434
被保険者数	203,498	195,017	187,033	185,735

※医療費総額については、直近の実績に基づき算定

R元年度決算の市町村国保分医療費総額：713億円（前年度比△1.3%）

同程度の縮減傾向がR2年度、3年度に継続するとして、713億円×0.987×0.987＝695億円

新型コロナウイルス感染症による診療控えがある程度継続すると見込み、689億円余の推計を採用

市町村納付金総額の内訳

単位：円

区 分	H30	R元	R2	R3
医療分	18,638,348,975	19,007,157,903	17,693,872,248	16,372,051,896
後期高齢者支援金分	5,097,288,142	5,527,164,017	5,521,102,288	5,518,809,251
介護納付金分	1,930,595,118	2,040,809,504	2,096,029,986	1,998,116,920
合計	25,666,232,235	26,575,131,424	25,311,004,522	23,888,978,067

※被保険者数の減少に伴い納付金総額は減少傾向

# 令和3年度 市町村納付金の内容

## 1人あたり納付金額

市町村名	令和2年度 一人あたり 納付金額	令和3年度 一人あたり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	134,081 円	127,214 円	▲ 6,867 円	▲ 5.1 %
富 士 吉 田 市	143,066 円	135,759 円	▲ 7,307 円	▲ 5.1 %
都 留 市	133,873 円	123,564 円	▲ 10,309 円	▲ 7.7 %
山 梨 市	143,337 円	136,940 円	▲ 6,397 円	▲ 4.5 %
大 月 市	130,786 円	123,846 円	▲ 6,940 円	▲ 5.3 %
韭 崎 市	126,450 円	119,676 円	▲ 6,774 円	▲ 5.4 %
南アルプス市	131,993 円	125,951 円	▲ 6,042 円	▲ 4.6 %
北 杜 市	118,807 円	112,899 円	▲ 5,908 円	▲ 5.0 %
甲 斐 市	129,450 円	123,722 円	▲ 5,728 円	▲ 4.4 %
笛 吹 市	142,124 円	136,721 円	▲ 5,403 円	▲ 3.8 %
上 野 原 市	144,247 円	136,139 円	▲ 8,108 円	▲ 5.6 %
甲 州 市	135,898 円	131,441 円	▲ 4,457 円	▲ 3.3 %
中 央 市	130,427 円	125,262 円	▲ 5,165 円	▲ 4.0 %
早 川 町	128,879 円	121,767 円	▲ 7,112 円	▲ 5.5 %
身 延 町	151,796 円	138,941 円	▲ 12,855 円	▲ 8.5 %
南 部 町	132,198 円	126,099 円	▲ 6,099 円	▲ 4.6 %
昭 和 町	153,102 円	145,936 円	▲ 7,166 円	▲ 4.7 %
道 志 村	142,998 円	134,338 円	▲ 8,660 円	▲ 6.1 %
西 桂 町	119,499 円	106,981 円	▲ 12,518 円	▲ 10.5 %
忍 野 村	141,425 円	135,372 円	▲ 6,053 円	▲ 4.3 %
山 中 湖 村	162,366 円	152,134 円	▲ 10,232 円	▲ 6.3 %
鳴 沢 村	134,102 円	125,341 円	▲ 8,761 円	▲ 6.5 %
小 菅 村	122,230 円	124,294 円	+ 2,064 円	+ 1.7 %
丹 波 山 村	103,224 円	101,066 円	▲ 2,158 円	▲ 2.1 %
富 士 河 口 湖 町	152,318 円	141,930 円	▲ 10,388 円	▲ 6.8 %
市 川 三 郷 町	128,378 円	122,528 円	▲ 5,850 円	▲ 4.6 %
富 士 川 町	139,073 円	129,737 円	▲ 9,336 円	▲ 6.7 %
県 平 均	135,329 円	128,619 円	▲ 6,710 円	▲ 5.0 %

※増加 1団体 減少 26団体

- ・増額市町村：小菅村のみ（所得水準の増加が要因）
- ・人口減少に伴う被保険者数の減少などを背景に納付金は減少傾向

## 納付金総額

市町村名	令和2年度 納付金総額	令和3年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,447,844,745 円	5,090,959,216 円	▲ 356,885,529 円	▲ 6.6 %
富 士 吉 田 市	1,411,345,364 円	1,437,420,923 円	+ 26,075,559 円	+ 1.8 %
都 留 市	878,342,660 円	780,553,623 円	▲ 97,789,037 円	▲ 11.1 %
山 梨 市	1,223,954,760 円	1,160,564,529 円	▲ 63,390,231 円	▲ 5.2 %
大 月 市	721,025,405 円	662,700,655 円	▲ 58,324,750 円	▲ 8.1 %
韭 崎 市	829,889,984 円	768,083,366 円	▲ 61,806,618 円	▲ 7.4 %
南アルプス市	2,048,795,135 円	1,904,637,281 円	▲ 144,157,854 円	▲ 7.0 %
北 杜 市	1,646,426,313 円	1,534,295,581 円	▲ 112,130,732 円	▲ 6.8 %
甲 斐 市	1,954,303,320 円	1,896,907,511 円	▲ 57,395,809 円	▲ 2.9 %
笛 吹 市	2,412,414,399 円	2,269,982,271 円	▲ 142,432,128 円	▲ 5.9 %
上 野 原 市	783,838,754 円	729,707,352 円	▲ 54,131,402 円	▲ 6.9 %
甲 州 市	1,168,041,627 円	1,144,455,885 円	▲ 23,585,742 円	▲ 2.0 %
中 央 市	856,251,538 円	819,336,597 円	▲ 36,914,941 円	▲ 4.3 %
早 川 町	33,250,791 円	30,928,818 円	▲ 2,321,973 円	▲ 7.0 %
身 延 町	430,341,483 円	400,149,518 円	▲ 30,191,965 円	▲ 7.0 %
南 部 町	233,329,009 円	218,277,408 円	▲ 15,051,601 円	▲ 6.5 %
昭 和 町	586,992,628 円	556,015,225 円	▲ 30,977,403 円	▲ 5.3 %
道 志 村	70,355,251 円	64,750,727 円	▲ 5,604,524 円	▲ 8.0 %
西 桂 町	105,279,027 円	98,743,626 円	▲ 6,535,401 円	▲ 6.2 %
忍 野 村	214,966,740 円	206,442,936 円	▲ 8,523,804 円	▲ 4.0 %
山 中 湖 村	294,532,770 円	275,970,596 円	▲ 18,562,174 円	▲ 6.3 %
鳴 沢 村	112,108,957 円	114,937,956 円	+ 2,828,999 円	+ 2.5 %
小 菅 村	25,668,226 円	27,095,995 円	+ 1,427,769 円	+ 5.6 %
丹 波 山 村	15,999,700 円	16,574,762 円	+ 575,062 円	+ 3.6 %
富 士 河 口 湖 町	889,235,141 円	831,711,384 円	▲ 57,523,757 円	▲ 6.5 %
市 川 三 郷 町	481,033,870 円	439,752,065 円	▲ 41,281,805 円	▲ 8.6 %
富 士 川 町	435,436,925 円	408,022,261 円	▲ 27,414,664 円	▲ 6.3 %
県 合 計	25,311,004,522 円	23,888,978,067 円	▲ 1,422,026,455 円	▲ 5.6 %

※増加 4団体 減少 23団体

- ・増額市町村：富士吉田市、鳴沢村、丹波山村、小菅村
- ・これらの市村は、被保険者数の増加傾向や医療費水準の上昇等を背景に納付金総額が増加（※小菅村は所得水準の上昇が要因）

# 令和3年度 市町村納付金における調整措置の内容

## 調整措置額

市町村名	平成28年度 一人あたり 納付金額	令和3年度 一人あたり 納付金額	増減率 (1年あたり)	令和3年度 一人あたり 納付金額	令和3年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人あたり 調整額	調整総額
甲府市	127,637円	127,214円	▲0.1%	127,214円	0円	0円
富士吉田市	132,472円	138,643円	+0.9%	135,759円	▲2,884円	▲30,535,792円
都留市	140,048円	123,564円	▲2.5%	123,564円	0円	0円
山梨市	138,343円	136,940円	▲0.2%	136,940円	0円	0円
大月市	139,316円	123,846円	▲2.3%	123,846円	0円	0円
韭崎市	120,184円	119,676円	▲0.1%	119,676円	0円	0円
南アルプス市	123,064円	128,464円	+0.9%	125,951円	▲2,513円	▲38,001,586円
北杜市	116,889円	112,899円	▲0.7%	112,899円	0円	0円
甲斐市	126,670円	123,722円	▲0.5%	123,722円	0円	0円
笛吹市	130,579円	142,468円	+1.8%	136,721円	▲5,747円	▲95,417,441円
上野原市	134,858円	137,010円	+0.3%	136,139円	▲871円	▲4,668,560円
甲州市	124,070円	138,434円	+2.2%	131,441円	▲6,993円	▲60,888,051円
中央市	118,818円	131,347円	+2.0%	125,262円	▲6,085円	▲39,801,985円
早川町	121,073円	122,094円	+0.2%	121,767円	▲327円	▲83,058円
身延町	148,082円	138,941円	▲1.3%	138,941円	0円	0円
南部町	155,450円	126,099円	▲4.1%	126,099円	0円	0円
昭和町	143,650円	147,787円	+0.6%	145,936円	▲1,851円	▲7,052,310円
道志村	150,147円	134,338円	▲2.2%	134,338円	0円	0円
西桂町	137,979円	106,981円	▲5.0%	106,981円	0円	0円
忍野村	130,561円	139,786円	+1.4%	135,372円	▲4,414円	▲6,731,350円
山中湖村	156,340円	152,134円	▲0.5%	152,134円	0円	0円
鳴沢村	164,436円	125,341円	▲5.3%	125,341円	0円	0円
小菅村	114,775円	133,465円	+3.1%	124,294円	▲9,171円	▲1,999,278円
丹波山村	85,970円	115,901円	+6.2%	101,066円	▲14,835円	▲2,432,940円
富士河口湖町	144,160円	141,930円	▲0.3%	141,930円	0円	0円
市川三郷町	119,686円	125,007円	+0.9%	122,528円	▲2,479円	▲8,897,131円
富士川町	142,906円	129,737円	▲1.9%	129,737円	0円	0円
県平均	129,820円	130,215円	+0.1%	128,619円	▲1,596円	▲296,509,482円

増加	12 団体	調整措置総額	296,509,482 円
減少	15 団体	財源	国公費 149,743,000 円
			県公費 146,766,482 円
調整措置対象	12 団体	合計	296,509,482 円

- ・納付金の制度導入に伴い、被保険者の保険料が急激に増額しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を実施
- ・制度改正前の平成28年度の一人あたり納付金相当額と国ガイドラインで算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県平均の増加率を超える市町村に対し、国、県の公費を充当（現時点では令和5年度までの時限的措置）
- ・令和3年度は、県平均の増加率（+0.1%）を超えた12団体に対し、合計2億9千6百万円余の調整措置を実施

## 医療費水準調整 (α = 0.9)

市町村名	α = 0.9調整
甲府市	▲4,564,063円
富士吉田市	▲5,027,490円
都留市	4,003,388円
山梨市	▲4,302,766円
大月市	▲2,463,121円
韭崎市	2,444,813円
南アルプス市	1,580,693円
北杜市	16,461,562円
甲斐市	5,334,821円
笛吹市	▲4,452,588円
上野原市	▲2,201,907円
甲州市	1,399,170円
中央市	▲814,999円
早川町	▲87,085円
身延町	▲2,738,789円
南部町	▲73,382円
昭和町	▲644,130円
道志村	358,797円
西桂町	1,311,216円
忍野村	▲258,189円
山中湖村	▲336,162円
鳴沢村	572,218円
小菅村	260,688円
丹波山村	▲76,213円
富士河口湖町	5,218,771円
市川三郷町	190,857円
富士川町	▲953,506円
+	のみ合計 39,136,994円

- ・医療費指数反映係数(α)を0.1縮小することにより、医療費水準が低い団体に対して生じる財政負担(納付金の上昇)について、特別交付金を交付し、保険料の上昇を回避

## 参考：平成30年度からの市町村納付金の推移

市町村名	平成30年度 一人あたり 納付金額	令和元年度 一人あたり 納付金額	令和2年度 一人あたり 納付金額	令和3年度 一人あたり 納付金額	市町村名	平成30年度 納付金総額	令和元年度 納付金総額	令和2年度 納付金総額	令和3年度 納付金総額
甲府市	127,637円	137,303円	134,081円	127,214円	甲府市	5,777,128,770円	5,850,578,207円	5,447,844,745円	5,090,959,216円
富士吉田市	132,472円	142,344円	143,066円	135,759円	富士吉田市	1,481,478,399円	1,497,701,562円	1,411,345,364円	1,437,420,923円
都留市	126,587円	131,597円	133,873円	123,564円	都留市	873,621,754円	872,108,779円	878,342,660円	780,553,623円
山梨市	128,648円	139,619円	143,337円	136,940円	山梨市	1,199,637,277円	1,263,202,878円	1,223,954,760円	1,160,564,529円
大月市	130,479円	138,905円	130,786円	123,846円	大月市	783,590,626円	812,126,361円	721,025,405円	662,700,655円
韮崎市	112,929円	126,404円	126,450円	119,676円	韮崎市	772,593,747円	850,148,052円	829,889,984円	768,083,366円
南アルプス市	123,064円	132,514円	131,993円	125,951円	南アルプス市	2,038,513,285円	2,107,947,980円	2,048,795,135円	1,904,637,281円
北杜市	107,506円	120,306円	118,807円	112,899円	北杜市	1,614,860,287円	1,766,839,643円	1,646,426,313円	1,534,295,581円
甲斐市	117,774円	131,644円	129,450円	123,722円	甲斐市	1,965,927,701円	2,086,608,225円	1,954,303,320円	1,896,907,511円
笛吹市	130,579円	141,141円	142,124円	136,721円	笛吹市	2,458,834,876円	2,531,256,762円	2,412,414,399円	2,269,982,271円
上野原市	134,858円	145,070円	144,247円	136,139円	上野原市	789,002,958円	810,693,238円	783,838,754円	729,707,352円
甲州市	124,070円	135,398円	135,898円	131,441円	甲州市	1,145,323,122円	1,210,439,045円	1,168,041,627円	1,144,455,885円
中央市	118,818円	128,794円	130,427円	125,262円	中央市	826,357,396円	842,399,523円	856,251,538円	819,336,597円
早川町	121,073円	137,684円	128,879円	121,767円	早川町	33,078,034円	40,479,067円	33,250,791円	30,928,818円
身延町	148,082円	159,103円	151,796円	138,941円	身延町	477,981,323円	475,429,823円	430,341,483円	400,149,518円
南部町	123,890円	142,564円	132,198円	126,099円	南部町	232,543,557円	260,132,588円	233,329,009円	218,277,408円
昭和町	121,959円	146,117円	153,102円	145,936円	昭和町	495,004,662円	569,288,389円	586,992,628円	556,015,225円
道志村	144,134円	145,578円	142,998円	134,338円	道志村	71,013,790円	66,979,265円	70,355,251円	64,750,727円
西桂町	116,050円	121,873円	119,499円	106,981円	西桂町	110,741,312円	112,028,680円	105,279,027円	98,743,626円
忍野村	130,419円	140,319円	141,425円	135,372円	忍野村	230,910,924円	228,244,200円	214,966,740円	206,442,936円
山中湖村	156,340円	164,993円	162,366円	152,134円	山中湖村	317,617,247円	310,915,007円	294,532,770円	275,970,596円
鳴沢村	128,587円	129,987円	134,102円	125,341円	鳴沢村	121,764,545円	119,456,535円	112,108,957円	114,937,956円
小菅村	108,244円	96,035円	122,230円	124,294円	小菅村	28,359,822円	17,286,307円	25,668,226円	27,095,995円
丹波山村	85,970円	96,841円	103,224円	101,066円	丹波山村	14,185,050円	16,366,064円	15,999,700円	16,574,762円
富士河口湖町	139,512円	149,743円	152,318円	141,930円	富士河口湖町	878,721,507円	905,216,865円	889,235,141円	831,711,384円
市川三郷町	119,686円	131,099円	128,378円	122,528円	市川三郷町	462,962,852円	499,585,061円	481,033,870円	439,752,065円
富士川町	129,872円	133,320円	139,073円	129,737円	富士川町	464,477,412円	451,673,318円	435,436,925円	408,022,261円
県平均	125,527円	136,120円	135,329円	128,619円	県合計	25,666,232,235円	26,575,131,424円	25,311,004,522円	23,888,978,067円